第八十一条の見出し中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「選挙又は参議院合同選挙区選挙」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項から第三項までの規定は、参議院合同選挙区選挙について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定による報告を受けた日若しくは中央選挙管理会から第百一条第四項の規定による通知を受けた日のいずれか遅い日（当該選挙が衆議院小選挙区選出議員の選挙と同時に行われない場合にあつては、すべての選挙分会長から前項の規定による報告を受けた日）」とあるのは「同項の規定による報告を受けた日」と、同項及び第三項中「各衆議院名簿届出政党等」とあるのは「各候補者」と読み替えるものとする。

第八十三条第二項中「書類」を「書類、参議院合同選挙区選挙にあつては同条第五項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類」に改め、「中央選挙管理会」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙会に関するものについては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加える。

第八十四条中「（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、都道府県の選挙管理委員会）」を「（都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）」に改め、「あるのは、」の下に「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」を、「中央選挙管理会」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙会に関しては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加える。

第八十六条第四項中「第百六十九条第六項」を「第百六十九条第七項」に改める。

第八十六条の四第十一項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加える。

第九十七条の二第三項中「衆議院名簿」を「若しくは第二百五十一条の三」とあるのは「、第二百五十一条の三若しくは第二百五十一条の四」と、「衆議院名簿」に改める。

第百条第五項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百一条の三中「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加える。

第百三条第二項及び第四項、第百五条から第百七条までの規定並びに第百八条第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百九条中「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加える。

第百十一条第一項第一号中「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙により選出された参議院選挙区選出議員については、合同選挙区都道府県の知事を経て参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加え、同条第二項中「選挙管理委員会」の下に「、参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加え、「第百十二条」を「次条」に、「申立」を「申立て」に改める。

第百十三条第一項及び第三項ただし書中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百三十条第二項中「ついては、」を「ついては」に改め、「都道府県の選挙管理委員会」の下に「、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会及び当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会」を加える。

第百三十一条第一項ただし書中「五箇所」の下に「（参議院合同選挙区選挙における選挙事務所にあつては、十箇所）」を加え、同項第四号中「一箇所」の下に「（参議院合同選挙区選挙における選挙事務所にあつては、二箇所）」を加え、同条第三項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百三十四条第一項中「ついては、」を「ついては」に改め、「都道府県の選挙管理委員会」の下に「、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加える。

第百三十六条中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「の職員」の下に「、参議院合同選挙区選挙管理委員会の職員」を加える。

第百四十一条第一項第一号中「除く。」の下に「以下この号及び」を、「一そろい」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、自動車二台又は船舶二隻（両者を使用する場合は通じて二）及び拡声機二そろい）」を加え、同条第五項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百四十一条の二第二項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百四十二条第一項第二号中「都道府県」を「選挙区」に改め、「三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この号において同じ。）」を加え、同条第七項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に、「はらなければ」を「貼らなければ」に改める。

第百四十三条第十七項並びに第十九項第四号及び第五号中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百四十四条の二第五項及び第七項中「管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加える。

第百四十九条第四項中「五回」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、十回）」を加える。

第百六十四条の二第二項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改め、同条第三項中「五」の下に「（参議院合同選挙区選挙の候補者にあつては、十）」を加える。

第百六十四条の五第二項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改め、同条第三項第一号中「、一」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、二）」を加える。

第百六十四条の七第一項中「あつては、」を「あつては」に改め、「一人につき」の下に「、参議院合同選挙区選挙にあつては候補者一人につき、それぞれ」を加え、同条第二項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百六十八条第一項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加える。

第百六十九条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

　参議院合同選挙区選挙について前条第一項の申請があつたときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写し二通をその選挙の期日前十一日までに、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

第百七十二条中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百七十六条中「十五枚」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、三十枚）」を加える。

第百八十条第三項及び第百八十九条第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百九十二条第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改め、同条第二項中「官報により」の下に「、参議院合同選挙区選挙管理委員会にあつては各合同選挙区都道府県の公報により」を加え、同条第三項中「選挙管理委員会」の下に「、参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加え、同条第四項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。